

# 『天草吟味方扣』の一研究

# —文化二年天草崩れについて—

松尾卓次

## 1、はじめに

## (1) 研究のねらい

旧家の解体時に一冊の文書を入手した。佐久間六郎兵衛が書いた

た島原藩士の手控えである。初めて目にする「官」の記録である。「民」の記録は、天草高浜村庄屋上田家文書など多数残されていて研究が進んでいる。今回、新しく見つかった「官」の記録と「民」関連記録を読み解き、天草崩れの解明にあたりたい。さらに島原藩の対応を調べ、禁教政策下の島原藩政の研究を広げてみたい。

天草崩れ、つまり天草の今富、崎津、大江、高浜の四村で隠れキリシタンが発覚して、一斉取締まりが始まったのが一八〇五（文化）二二年であった。

この時期、天草地方は島原藩の預地であつた。藩庁は自領に準じる地で、御禁制のキリスト教徒と思われるものが多数見つかつたとの報告に驚いている。なにしろ天草地方は、島原同様にキリシタン王国のようであつた地で、島原・天草の乱が発生した土地でもあつたから、その処置に苦慮したようである。しかし一人の咎人を出すことなく穏便に解決できた。

島原・天草の乱参加者  
(天草勢)

島原・天草連合 約二万七〇〇〇	合計	村志内合町龟二志大今須赤小倉下上大矢野 不明柿 野河津口川江岐子泉古崎子場津浦野 山	村名
	二八八九	一 一 一二二二五三四二三六〇八四〇八九七 四一六四二二六〇二五六四一三六〇六五二 九〇三九五八〇二	参加者

島原  
二号

## (1) 天草キリスト教略史

天草地方にキリスト教が伝えられたのは、一五六六（永禄九）年アルメイダ修道士による。志岐城主・志岐麟仙が受礼し、三年後には天草鎮種も信者となつた。全島にキリスト教が広まり、一五九二（文禄元）年には天草学林（天草のコレジオ）が開かれた。

しかし、寺沢氏の統治となり、禁教令が実施されると弾圧が始まり、追いつめられた島民は島原同様に一揆を起こす。島原側と共同戦線を組んで原城跡に篠城、やがて全滅する。この時天草勢は一万二千人参加と諸記録に述べられているが、その実数は約三千人と少な

鶴田八州成『天草天領農民一揆の地域史研究』（熊本史学五二号）

長沼寶海『江戸時代に於ける天草切支丹』（「史学雑誌」三九編一・

いざれも天草民衆史や、一連のキリストン崩れの中で取り扱われている。

かつたようだ。（別表参照）

このように天草下島の西部や南部の参加者は見られず、村人はひそかにキリスト教を信仰しつづけた。それは明治初年まで約二百年余り続く。

## （2）隠れキリストンの発覚

島原藩主の業績をまとめた『深溝世紀』に、その記事がある。

「（文化三年）八月晦日 是より先、天草郡大江等三村の民ひそかに天主教を奉ず。幕府公事方勘定奉行松平兵庫頭をして命を伝えてこれを検治せしむ。公、即ち吏を遣わしてその民を捕えて糺問せしむ。皆曰く『我が輩は祖考の遺言に尊いてこれを奉ずるのみ、敢えて他心有るに非ざるなり』と。公、その愚昧にして法禁を犯すを憐れみ、その状を上申するに寛典を請う。これを聽す。よつてその祭るところの天主像を收め、各々をして改心して檀那寺の宗法を守らしめ、あらためて影踏を命じて復たその罪を問わず」

島原藩郡方奉行川鍋次郎左衛門の吟味でも、村人たちは次のように述べている。

「本尊デウス神通にして存じ寄らず乗移居り候と申伝え候につき、錢、鮑具のようなものにても仮の形ようのもの少しつき居候えば尊崇致し取用い候段、・・・。右様

右宗門に入り候えば名を寿庵、丸屋などとつけ候段、・・・。右様の名をつけ候儀、愚昧の者などは一向何の弁もなく頭立つ者へ頼み、・・・。

出生の節、水に十の字を書き額に当て候儀、・・・。死去の節は、・・・寺より参り候僧、経を読み候ては罪人の手に懸けると申し嫌いに候趣、・・・右経文の消し候仕法あり、・・・アメマルヤベンノフ、・・・など仏事の節、寺方弔いの後に唱え、消し申し、・・・かようの儀は親より申伝え、他には決て教え申さず。踏絵の節は爪を立てて踏み、宿へ帰り直ちに足を洗い、その水を戴き飲み候由。しかれども本尊を踏み候故、信心仕り候ても何の寄特これなしと申すことに申伝え候、・・・」

村内では長老格が指導者となり、「水方」と呼ばれていた。子の誕生時に洗礼を受けたり、仏式葬儀のときに経消しを唱えたり、お祈りのときなどに神父役を務めていた。村人の中には「寿庵」とか「丸屋」などの異名、つまり「ジュワン」「マリア」というクリスチヤンネームを持っていた。さらに「隠れの言葉」という祈りの言葉があつて、苦しみや悲しみ、種まきや山入りなど日常生活いろんな場で唱えていた。

このように村人は、キリストン時代に引き続き信仰を守り続けていたことがわかる。

天草の地は熊本藩領地でなく、幕府直轄地でもない。島原の乱直後は、幕府代官鈴木重成が下向して統治していたが、日田郡代や長崎代官の支配があり、一七二〇（享保五）年からは島原藩の預地となつた。どうも統一した統治ができなかつたようだ。さらに天草の地は九州本土から遠く離れたところで、特に西部は東シナ海に面して切り立つた断崖で隔てられ、海路によらねば通行もままならぬ隔

離された地である。「隠れ」にはいい条件が整う。

そこに暮らす今富、崎津、大江、高浜四村の五千人余りが、

一八〇五（文化二）年に「宗門心得違者」として摘発された。島原の乱後一六七年のことである。

### 3、島原藩の対応

#### （1）天草吟味方扣に見る藩の動き

一八〇三（享和三）年秋、前年の被害荒地検分のために島原藩目付大竹仁左衛門、代官三原正右衛門らが出郷して十三村を回る。このとき西目筋の今富村付近に邪宗門を信じる者がいるとの風聞を知る。上田友三郎庄屋に内情を探らせたら、牛を殺して神前に供え、それを食べる習慣があることが分かつた。

またその年の暮れに、漂着唐船を牛深湊から長崎へ送るときに通詞助役の升貞が賃銀二〇貫文目を着服して逃亡する出来事が発生した。その取調べにふたたび島原から役人が出張した。富岡陣屋に着いた郡方勘定奉行川鍋次郎左衛門が今富村の広蔵たちを取調べる。これが発端となつて翌年、今富村の重立つ者二五人、牛殺しの疑いある者九人を擧げる。また庄屋が組頭四七人を呼び出して調査する。これらをもとに文化元年四月、島原藩は長崎奉行に報告した。

「天草郡の内にて怪敷仏像ようなものが残つているという風説が前々からあり、隠密を入れて調べたら、崎津村、今富村、大江村周辺にて、講会といつて折々夜分出会うという風説があ

る。また崎津村の唐船援賃割方の吟味で川鍋次郎左衛門が富岡御役所で吟味したところ、怪敷様子差分かり、」

また「尋方への返答書」を作製して、藩閥繼（長崎在住藩役人）松本九郎右衛門へ伝え、奉行所との交渉に備えた。

この一件を、薩州御家来木脇仁平次が天草御領村大庄屋長岡五郎左衛門方へ尋ねている。この件の概要を伝えているので書く。

#### 一、元発何頃と申儀

これは以前の風儀相残り、代々蜜々に申伝え家々にて仕來の保押移し事の様相聞き、近年発り立る事とは相聞かず申し候

#### 一、三か村心得違の人数

この節まで相分かり人高男女五千人余と相聞き申し候

#### 一、如何様成る宗門信仰致すや

初めか条の通り、以前邪宗門の風儀相残り居り、家々にて申伝え密かに伝來保に押移りものと相聞き、当時に至りては一宗の始末弁え居るものは決してこれなき趣に御座候

#### 一、御吟味方につき島原より定詰の外に御越し成られ候哉吟味方にて奉行役その他、下役など相越され候

#### 一、江戸よりも御役方御越し候哉

#### 一、この一件、江戸より御申り候哉、または島原より江戸表

へ御申出でに成られる儀に候哉

御預所年来御探りの上、江戸表へ御伺い御差図の上、御吟味取懸りに相成る趣と承知仕り候

一、仏數何程出候哉、猶又仏像の体、如何様に候哉

仏像余程出候ところ区々にて聴と致す品は御座なき様子に御

座候

一、神変不思議術など致す者これあり哉

神変不思議などのこと決して御座なく候

一、治り方如何の成行きに候哉

当時一件の村々静謐にて神妙に吟味請ける様子に御座候

一、亥子両年の間、大竹仁左衛門殿と申す仁、島原より当御所へ相勧め居られ候哉

書面の通り

一、去年何月幾日頃より相知り、内糺これあり哉

村役人へ御沙汰これあるは当年二月下旬のこと候、右御沙汰は百姓共多人数のこと愚昧の者共につき、糺し方始まると承り、恐怖の余り心得違い仕ざる様利害申聞き方の御沙汰につき、村役人より得と申諭す処、この節の次第に相成り申しある候

一、大庄屋中、村々へ差入れ内、吟味これあるは当年何月頃より初め候哉

三月より相初め申し候

一、御役所御詰御役方の名前、御格合など承り度

御役所詰合左の通 支配人中小姓格 谷川岩右衛門、渡部

種左衛門徒目付 片岡善大夫 代官 内田時兵衛、渡部良

助

一、御奉行御名前格など承り度

郡奉行役 川鍋次郎左衛門

## (2) 異宗徒の処分

島原藩では潜伏キリストンの存在をつかみ、早速長崎奉行所にも伝え、江戸へも報告。また勝手方勘定奉行佐久間六郎兵衛を、文化元年五月に江戸へ出張させて御公儀（幕府）役人との直接に交渉させた。江戸からの指示を受けて解決へ乗り出す魂胆である。それで多くの文書が江戸や長崎と島原間を往復した。これを佐久間奉行は『天草吟味方扣』という一冊にまとめて記録している。

文化元年十月の書簡を見ると、

「天草郡の者は辺鄙にて元来人氣愚昧にこれあり、何事によらず不斗心得違い仕り候得ば大勢相拳い人体など仕り候場所柄につき、見越し候儀には御座候得共、もし怪敷風儀をも取行い候者は一命に拘り候儀と存じ、一致仕り徒党逃散など仕るべきやも斗り難く、左様の儀にも成行き候ては宗門の儀には深く懸合い御座候ども、徒党逃散の罪を相つめ、心得違いなど仕らずよう勘弁仕り、気永に相糺したく、糺方の手続きの儀は委細口上に申上げ、併して右一件不容易の儀につき御差図次第取斗い申し度、この段伺い奉り候」

天草は邊鄙な地で、かつて大勢相拳つた場所である。また怪しい風儀を取っている者は一命を懸けてと、徒党逃散するかもしない。そういうことにならぬように気長に取調べたい。取調べが容易でな

い場合はまた御指図、取扱い方を伺い奉ると、佐久間六郎兵衛の名で申上げている。

これに対して、御公儀の御下知は、

「書面の宗門の儀に付き疑敷もの共糺方の儀見込み候通取斗い、尤も欺き候手段の趣に下々疑惑いたさぬよう、始終信を失い申さずよう申聞かざるべく候。尤も伺の上、戸田采女正殿御差図の趣は奉書半切にあり、」

「口上の覚

……寄々講会なども仕り候得共何ぞ大勢申合せ巧事にても相企て候とか、又は奇妙不思議などを申触れ、人を勧め候て村方害に成り候と申す儀は御座なく、何れも正路に家業相呑み罷りあり、全く怪敷宗門の一派相立て居り候と申す程の深敷儀には決して相聞き申さず、……。前々より相残り候風儀を改め申さず仕り押移りと相見え候所、急度取頻、右一件吟味方にも取掛り万一心得違いの儀仕り候儀では、甚だ以て不便にも御座候間相成るべきは穩便に糺方仕り度、右糺方手続きの儀は崎津村援賃銀揉合吟味懸合の内、宗門の儀に疑敷人柄の者御座候間、富岡へ呼出し置き村役人より申聞かせ候、……是非実正のところ御糺方あるべき、左候得ば偽の詮これなく、却て永く御吟味に障り仕り難渋を請け申すべく、有体にさへ申し候得ばその係にて相済み申すべきことにつき必ず心得違いこれなきよう仕べく、至極手軽成る風体にて利害申聞き、その上にて吟味に取掛るよう、併て氣永の糺方仕り候よう、手続の儀はその節の時

宜に応じ取斗い申すべき、……」

老中・戸田采女正様から「講会などしているが、村方の害になることもなく正路に家業を営んでいる。ただ前々より残っている風習を改めず引き継いでいるところがある。吟味は穩便にいたし、その時は崎津村援賃銀のもめ事を調べている中で、宗門について疑わしいことがあるから富岡の御役所へ呼び出すと言い聞かせること。正直に話せばそのまま終わり、心得違いがないようによく利害を聞き、気長に調べること。その手続はその場その時に応じて取計らうように」と、取扱いにも配慮するように御沙汰を受けた。

年が明けて文化二年になると、中老・羽太十郎左衛門を中心に川鍋奉行たちが藩の方針を検討。吟味奉行を再度富岡に派遣して取調べを始める。

二月晦日、富岡御役所に庄屋連中を集めて下知を与え、各村で吟味が始まる。その担当として、

　　大江村（地役人江間新五右衛門、志岐組大庄屋平井為五郎、江月院監司大成、同万機）

　　崎津村（久玉組大庄屋中原新吾、福連木村庄屋尾上軍平、江月院徳充、同魯道）

　　今富村（高浜村庄屋上田源作、江月院海運、今富村庵格道）

　　知を得る。

三月二二日には三村へ掛け役人が出かけて、奉行の口達を読み上げて、各村が申し合わせて異物（仏）などを提出させる。その結果、

大江村二一三三人、崎津村一七〇九人、今富村一〇四五人、高浜村三一六人、合計五一〇二人が心得違ひの者として摘発された。そして彼らは一切出郷差し止めとなる。さらに川鍋奉行ら十三人が各村を回り再吟味、十一月八日、御役人原龍左衛門ら六人が巡回して、心得違ひの者へ口書きを読み聞かせて押印させ、これで取調べが終了した。

これら心得違ひ者となつてゐるが、キリスト教信者である。藩ではその事実をつかんでおりながら、こう表現している。島原藩としてはこの事件を穩便な解決したい方針が当初から存在していたようだ。また長崎奉行や御公儀もこの一件を重視していないうようである。ちょうどそのとき、文化元年に長崎ヘロシア使節レザノフが来航したので、その対応に追われていたときであつたからなのか。

江戸まで出かけてこの一件の解決に奔走した佐久間奉行が残した『天草吟味方扣』は、文化二年五月頃で終わつてゐる。その後のことは島原藩日記に記載されているから、それを読んでみよう。

文化三年八月に、公事方御奉行松平兵庫頭より呼び出されて、待つていた御公儀の御裁許が下つた。

「八月四日出の抜飛脚到来、郡方勘定奉行川鍋次郎左衛門より文化三年八月二十一日分に、

左の通り申し越し候。

天草大江村外三か村異法信仰の者共吟味一件相達し置き候

処、去月晦日公事方御奉行松平兵庫頭宅へ御呼出しにつき、

別紙の通り御口達の上、御書付け御渡しなられ候」

「異法一件の儀、先達て申聞かれ候趣を以て相伺い候処、長崎の踏絵を天草へ相廻し、異法持候者共へ踏ませ候上、尚又否申上げるべき旨、牧野備前守殿御指図に候。万一千絵踏致し難済候ものこれあるにおいては、先達て申立て候回心の由は偽に候上、入牢申付け置取斗い方相窺わるべき候、以上。

寅八月朔日 松平兵庫頭印

松平主殿頭御務所役人」

待つていていた御公儀の御裁許が下つた。その下知に基づいて天草四村の心得違ひ者へ影踏をさせて、異法信仰の禁止を申し渡すことになつた。

八月二十三日の藩日記の記事に、

「一、天草影踏の件につき長崎へ飛脚差立て申し候

一、天野弥藤次、此度影踏改めのため天草へ罷越し候、右改め役人数左の通り、……

右長崎へ罷越し御奉行より影板式枚御請け御屋敷へ引取り直に茂木より富岡へ海のこと」

その下知に基づいて天草四村の心得違ひ者へ影踏をさせて、異法信仰の禁止を申し渡すことになつた。そして九月十二日の記事には踏絵終了の記事がある。

「公事方松平兵庫頭様より去月中御沙汰これあり候天草四か村の者共、滯りなく影踏相済み候段、今朝天草天野弥藤次方より申越し、右の段御届け申達し候につき江戸表迄抜飛脚差立て候、

委細の儀は郡方より申参り候事」

天草へ派遣した天野弥藤次より踏絵終了の知らせがあり、江戸へ報告する。八月に御公儀から御沙汰があつたら、すぐ九月には天草

一件が滞りなく終了した。こうして一連の天草騒動が終わつた。翌文化四年正月にその賞美がなされた。例えば、川鍋奉行は五〇石加

増、郡方本役。大竹代官は十五人扶持、大納戸格等と昇進している。

(島原藩日記)

また天草側でも、上田源作高浜村庄屋が大庄屋格となり帶刀御免、白銀十枚拝領。地役人江間新五右衛門や取調べにあたつた庄屋たち九人へ白銀が下賜された。(上田宣珍日記)

(3) その後の隠れキリストン

穏便な解決であるが、これで心得違い者がなくなつた訳ではない。

表面は取締まりが厳しくなつたようだが、「隠れ」は続く。

一八一二(文化九)年二月に牛肉を癪病の薬といつて貰い受けた者が取調べられている。異宗徒は肉食の風習があるといわれていたから摘発されたのである。一八一五(文化十二)年には、「この四か村で今以て心底相改めず、異宗心得違いの者がいる風説が相聞え。胡乱な者は召捕らえよ」との富岡御役所から御番人衆へ通達が出された。ということは、相変わらず異法の信仰を続けていた者があつたことが分かる。(上田宣珍日記)

一八一二(文化九)年十二月、突然島原藩の預地は取り上げとなる。藩ではその理由を御公儀に尋ねているが回答がなく、この天草

一件が影響したのだろうか。(深溝世紀)

天草ではこのように、明治の御一新まで「隠れ」は続ぐのである。

#### 4、おわりに

最後に島原地方ではどうだつたのかを書いて置こう。

島原藩では厳しくキリスト教を取締まつてきた。毎年影踏を実施して、衆門御改影踏帳を作製していた。また転宗の子孫は類族といつて末代にわたり監視された。死亡時には藩庁に届させて役人の検視がなされていた。各村の寺院は藩政に繰り込まれていて領民統制の一端を担つていた。このような時代に島原地方で、天草のように潜伏してキリスト教を続けることはできなかつたといえよう。

さらに今後は、

①なぜ、穏便な解決策をとつたのか。国内外情勢との関連について。

②文化九年の島原藩天草預かり地の取り上げはなぜなのか。

③島原藩の禁教政策はどうであつたか。一連の疑問点の解明にあたりたい。

（参考文献・史料）

佐久間六郎兵衛著『天草吟味方扣』（島原城資料館蔵）

島原古文書を読む会翻刻『天草吟味方扣』（榎原郷土史料館蔵）

『島原藩日記・文化三年分』（島原図書館蔵）

渡部政弼著『深溝世紀・巻十七』（島原図書館蔵）

松田唯雄著『天草近代年譜』（国書刊行会）

『上田宣珍日記・文化年間分』（天草町教育委員会）

前述書等